

## 公募型プロポーザル説明書

### 1 業務概要

#### (1) 業務の目的

広島県及び県内市町が補助する生活航路では、船舶の老朽化が喫緊の課題となっている。船舶の更新に向けて、航路を取り巻く現状や将来の見込みを踏まえ、航路の経営改善シナリオを策定する必要があることから、本業務を実施する。業務実施にあたっては旅客船事業に対する専門的な知識を有する事業者を公募型プロポーザルによって選定する。

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約日から令和8年11月30日まで

#### (4) 予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 注意事項

#### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年6月23日（火） 午後5時00分

#### (2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年6月25日（木） 午後5時00分

#### (3) 上記(2)に対する回答日

令和8年6月26日（金）

#### (4) 提案書提出場所及び期限

##### ア 提案書提出場所

広島県地域政策局公共交通政策課

##### イ 提案書提出期限

令和8年6月30日（火） 午後5時00分

#### (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は、上記「2(1)公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限」までに、別記様式第1号により、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。

イ 申請書の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。

（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

#### (6) 仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、別記様式第2号により、仕様書に対する質問書（以下「質問書」という。）を提出すること。

イ 質問書は、電子メールにより、件名を『船舶更新に向けた航路診断』業務質問書提出』として、次の送信先アドレスに送信すること。

また、送信後、次の連絡先電話番号に電話連絡を行うこと。

送信先アドレス： chikoukyou@pref.hiroshima.lg.jp

連絡先電話番号： 082-513-2579（ダイヤルイン）（広島県地域政策局公共交通政策課）

ウ 上記の質問に対する回答は、本件公募型プロポーザルの参加資格を有する者に対して行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

なお、本件公募型プロポーザルの参加資格を有しない者からの質問については回答しない。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県地域政策局公共交通政策課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和8年7月8日（水）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和8年7月9日（木）までに、書面により行う。

(8) 取下げについて

申請書を提出した後、本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合又は参加資格を満たさなくなった場合には、別記様式第3号により、取下書を提出すること。

なお、取下書の提出までの間に提出された書類は返却しない。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

### 3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

なお、最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議に基づき、提出された提案書の内容の一部を変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- (3) 契約保証金  
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約  
適用なし

#### 4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 様式類
  - ア 別記様式第 1 号 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
  - イ 別記様式第 2 号 電子データの保存等に関する申出書
  - ウ 別記様式第 3 号 仕様書に対する質問書
  - エ 別記様式第 4 号 取下書

**【問い合わせ先】**

広島県地域政策局公共交通政策課 担当 河越  
電話 082-513-2579（ダイヤルイン）